

●労働安全衛生法等の適用●

派遣元が責任を負う事項

職場における安全衛生を確保する事業者の責務
事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する
労働者の責務
労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等
総括安全衛生管理者の選任等

衛生管理者の選任等
安全衛生推進者の選任等
産業医の選任等

衛生委員会
安全管理者等に対する教育等

安全衛生教育（雇入れ時、作業内容変更時）

危険有害業務従事者に対する教育

中高年齢者等についての配慮
事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助

健康診断
(一般健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取)
健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置）
健康診断の結果通知
医師等による保健指導
医師による面接指導等

健康教育等
体育活動等についての便宜供与等

申告を理由とする不利益取扱禁止

報告等
法令の周知
書類の保存等
事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助
疫学的調査等

派遣先が責任を負う事項

職場における安全衛生を確保する事業者の責務
事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する
労働者の責務
労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等
総括安全衛生管理者の選任等

安全管理者の選任等
衛生管理者の選任等
安全衛生推進者の選任等
産業医の選任等
作業主任者の選任等
統括安全衛生責任者の選任等
元方安全衛生管理者の選任等
店舗安全衛生管理者の選任等
安全委員会
衛生委員会
安全管理者等に対する教育等
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置
事業者の講ずべき措置
労働者の遵守すべき事項
事業者の行うべき調査等
元方事業者の講ずべき措置
特定元方事業者の講ずべき措置

定期自主検査
化学物質の有害性の調査
安全衛生教育（作業内容変更時、危険有害業務就業時）
職長教育
危険有害業務従事者に対する教育
就業制限
中高年齢者等についての配慮
事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助
作業環境測定
作業環境測定の結果の評価等
作業の管理
作業時間の制限
健康診断
(有害な業務に係る健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取)
健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置）

病者の就業禁止
健康教育等
体育活動等についての便宜供与等
快適な職場環境の形成のための措置
安全衛生改善計画等
機械等の設置、移転に係る計画の届出、審査等
申告を理由とする不利益取扱禁止
使用停止命令等
報告等
法令の周知
書類の保存等
事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助
疫学的調査等

このパンフレットに関するご質問は、最寄りの都道府県労働局、
労働基準監督署へお問い合わせください。